

Heartful Day

北条高校人権委員会
平成30年6月13日
No. 121

障がい者差別解消法について

「障がい者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されました。



<障がい者差別解消法とは？>

障がい者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、次の二つが差別となります。

- ・障がいのある人を、障がいのない人と異なる扱いをする「不当な差別的取り扱い」
- ・障がいのある人が困っている時に、その人の障がいに適した方法をとらない「合理的配慮をしないこと」

<障がいを理由とする差別とは？>

- ・車いすを利用していることを理由に店への入店を断る。
- ・アパートの契約をするとき、障がいがあることを理由に断る。
- ・スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断る。
- ・災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると知りながら、必要な情報を音声でしか伝えない。
- ・交通機関や役所の職員が障がいに応じた分かりやすい説明をしない。

<差別をしたらどうなる？>



(質問1) 差別した会社・店などは、どうなるのですか？

会社・店などの場合は、障がいのある人にどんな対応をしたか役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意をされることがあります。

(質問2) 近所の人から差別的なことを言われました。その人は罰を受けないのでしょうか？

障がい者差別解消法が禁止しているのは、役所や会社・店などによる差別です。この法律が、一人ひとりの行動や考えを罰することはありません。障がいのある人への差別がなくなるよう、国や都道府県または市町村は、障がいのある人について、国民が理解を深められるような取組をしなければなりません。

(質問3) 障がいのことで差別されたら、まずどうしたらいいのですか？

役所に相談を受け付けてくれる窓口があるので、その窓口で相談してください。そこで解決できない場合は、他の相談窓口を教えてください。

<合理的配慮とは？>

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるように、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害や困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

<具体的な合理的配慮とは？>

- ・目が不自由な人のために、資料などの内容を、音声読み上げソフトなどを使用して伝える。
- ・耳が不自由な人のために、バスや列車内で、行き先などを音声だけでなく、電光掲示板で表示する。
- ・肢体不自由の人が移動しやすいように、道路の段差をなくしたり、建物内にスロープやエレベーターを設置する。
- ・複数の指示を一度で理解できない人に対して、指示を一つずつ伝えて、作業手順をイラストで示す。

<合理的配慮をする際に注意しなければならない点とは？>

- ・配慮を受ける本人にとって合理的であること。
(本人が望んでいない配慮を無理に行ったり、本人の持っている能力を発揮できないような過剰な配慮をしてはいけない。)
- ・配慮する側にとっても合理的であること。
(必要な配慮をするときに、配慮する側に過剰な負担が生じる場合や、周囲の人たちが困難な状況におかれてはいけない。)

<係りの感想>

若い私達もいずれ年をとって、自分の体が思うように機能しなくなる時が来るかもしれません。

アメリカでは1862年に、リンカーン大統領が奴隷解放宣言を行ってから150年近く経ちましたが、依然として差別は残されています。

障がい者差別解消法が施行されたからといって、障がいを持っている方たちへの差別が世の中から一斉に無くなるわけではありません。差別は目に見えるものだけとは限りません。周囲の人が、心の中に抱えているかもしれない差別の芽を一日も早く摘み取って、障がいを持っている人が何の不自由もなく暮らせる世の中になるように、私達が頑張っていきましょう。

